

# 平成31年度農業関連税制に関する要望

北海道の農業は、安全・安心な食料の安定供給と地域経済・社会の維持、国土・環境の保全等の多面的機能を発揮し、わが国経済の発展と社会の安定に大きく寄与しています。

こうしたなか、我が国の農畜産物は、TPPや日EU・EPAをはじめとする国際貿易交渉によって、大幅に市場開放されることとなります。政府の試算においても、北海道が特に大きな影響を受けることは明らかです。安価な輸入農畜産物に国産需要が奪われ、多くの生産者は将来的に営農が困難になるのではないかと不安感を強めています。このため、生産現場の声に基づきながら、北海道の農業・農村の持続的発展を期する政策を推進することが重要です。

については、平成31年度税制改正にあたり、下記の事項を要望致します。

## **I. 農業等に関連する税制改正の要望事項**

### ＜平成30年度末に適用期限が到来する租税特別措置の継続＞

1. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除を継続すること。（所得税・法人税）
2. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除を継続すること。（所得税・法人税）
3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除を継続すること。（所得税・法人税）
4. 特定地域（過疎地域、振興山村地域など）における工業用機械等の特別償却を継続すること。（所得税・法人税）
5. 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却を継続すること。（所得税・法人税）
6. 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を継続すること。（登録免許税）
7. 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を継続すること。（登録免許税）
8. 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置を継続すること（不動産取得税）

9. 農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例を継続すること。(不動産取得税)
10. 土地改良法の規定による換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る特例措置を継続すること。(不動産取得税)
11. 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得する経営力向上設備等に係る特例措置を継続し、弾力的な運用を図ること。(固定資産税)

### ＜免税軽油制度の恒久化と農業経営基盤強化準備金制度の改善＞

1. 農業用トラクターや動力源等の用途に供する軽油の「軽油引取税の課税免税」(32.1 円/ℓ)の特例措置を恒久化すること。(軽油引取税)
2. 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の特例措置について、制度を改善した上で継続すること。(所得税、法人税)
  - (1) 収支計算(白色申告)申告者を対象とすること。
  - (2) 準備金の用途対象に一定の条件を満たす中古農機具などを認めること。
  - (3) 積立期間については、最長10年とすること。

### ＜平成31年度税制改正における制度の新設＞

1. 酪農・畜産や野菜・果樹などの認定農業者に対し、農業経営基盤強化準備金制度に準ずる準備金制度を創設すること。
2. 認定農業者の青色申告特別控除額(現行10万円を30万円、同65万円を130万円)を上げること。
3. 農地利用集積などに伴う譲渡所得税の特別控除額(現行800万円と1,500万円を一律3,000万円)を大幅に引き上げること。
4. 農地等に係る相続税の納税猶予制度について、農業投資価格を大幅に引下げるなど、農業者が活用できる制度に改善すること。
5. 揮発油税及び地方揮発油税の特例税率(現行53.8円/ℓ)の暫定税率分(25.1円/ℓ)を元に戻すこと。もしくは、農業用で使用するガソリンについて免税措置を講ずること。
6. 使用地域や期間が限られ走行距離数も短い農業用に使用する自家用貨物自動車について、自動車重量税の軽減措置を講ずること。

## Ⅱ. 消費税率再引上げ及び軽減税率の導入反対など

1. 農産物等における消費税の適正な転嫁対策を強化するとともに、価格表示は品代と消費税額が明確に区分される方法を恒久化すること。
2. 消費税率10%への再引上げ及び食料品等に対する軽減税率制度の導入については断じて行わないこと。

以上

2018年8月

北海道農民連盟  
委員長 西原正行